# アドミニストレーション 

## 特別㟢稿

Max Weber und die Entstehung des modernen， marktorientierten Kapitalismus

Wolfgang
（ 1 ）
Mommsen

## 論説

> コーポレート・ガバナンスについて
——企業統治の国際比較
丹生谷 龍

電力設備産業の育成と技術者養成に関する一提言
市村 憲治
神崎 孝政

法と道徳の区別と連関
永尾 孝雄

## 熊本県立大学総合管理学会

熊本県立大学総合管理学会会則

## 第1章 総則

## 【名 称】

第1条 本会は，熊本県立大学総合管理学会と称する。

## 【事務所】

第2条 本会の事務所は，熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。
【目 的】
第3条 本会は，総合管理学（アドミニストレーション）に関わる研究および発表を目的とする。【事 業】
第4条 本会は次の事業を行ら。
（1）機関誌「アドミニストレーション」の発行
（2）研究会，講演会の開催
（3）その他評議員会において適当と認めた事業

第2章 会員

## 【会 員】

第5条 本会は，次の者をもってその会員とする。
（1）熊本県立大学総合管理学部の教授，助教授，常勤の講師および助手（普通会員）
（2）熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科の大学院生（院生会員）
（3）能本県立大学総合管理学部の学生（学生会員）
（4）熊本県立大学総合管理学部•大学院の卒業生および評議員会の承認を得て入会し た者（特別会員）
（5）熊本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会員であった者，およびその他評議員会において推廌した者（名誉会員）

## 【会 費】

第6条 会員は，会費を納めなければならない。但し，名誉会員についてはこの限りではない。 2 会費については評議員会が別にこれを定める。
【「アドミニストレーション」の無料配布】
第7条 会員は，無料にて「アドミニストレーション」の配布を受けることができる。但し，発行日より5年経過した場合はこの限りではない。

## 第3章 運営

## 【役 員】

第8条 本会には以下の役員を置く。
（1）会長
（2）評議員
（3）理事
（4）監査役
2 本会は，上に挙げた役員の他，必要と認めた場合には，名誉会長を置くことができる。

## 熊本県立大学総合管理学会

名兴会長 手島 孝（熊本県立大学学長）
会 長 渡邊 榮文（熊本県立大学総合管理学部学部長）

